

令和 7 年度 看護師等確保に向けた県内医療機関就職促進フェア事業 実施業務 企画提案競技実施要領

1 業務の目的

県内の看護職確保のため、看護師等養成所の看護学生や現在就業していない看護職、県外から県内への U ターンを希望する看護職を対象に、県内医療機関への就職を促進するため、就職促進フェアを開催する。

2 委託の内容

令和 7 年度 看護師等確保に向けた県内医療機関就職促進フェア事業実施業務委託仕様書による。

3 契約上限額

3, 5 0 0, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税額を含む）

※この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、仕様書の内容に係る予算規模を示したものであり、業務委託予定者の決定後、提案内容に基づいて改めて仕様を定め、見積書の再提出を求める。

4 委託期間

契約締結の日から令和 8 年 2 月 2 7 日まで

5 実施方法

企画提案競技は、参加者が提出した企画提案書等を審査し、その評価が最も高い者を業務委託予定者とする。（プロポーザル方式）

6 参加資格要件

次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 宮崎県に本店又は営業所を置く者
- (2) 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者
- (3) 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づく更生手続き開始の申し立て、民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づく再生手続きの開始の申し立て又は破産法（平成 1 6 年法律第 7 5 号）に基づく破産手続き開始の申し立てがなされていない者
- (4) この公告の日から受託候補者を選定するまでの間に、宮崎県から入札参加資格停止の措置を受けていない者
- (5) 県税に未納がない者
- (6) 宮崎県暴力団排除条例（平成 2 3 年条例第 1 8 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、又は代表者及び役員が同条例第 4 号に規定する暴力団関係者でない者

- (7) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住しているものに限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者

7 企画提案競技実施の公示方法
県庁ホームページにより公示

8 スケジュール

- | | |
|------------------|------------------|
| (1) 公告 | 令和7年4月11日（金） |
| (2) 企画提案競技参加申込締切 | 令和7年4月25日（金）午後5時 |
| (3) 質問締切 | 令和7年4月28日（月）午後5時 |
| (4) 企画書等提出期限 | 令和7年5月 1日（木）午後5時 |
| (5) 審査結果通知 | 令和7年5月中旬頃 |

9 企画提案協議の方法

(1) 参加申込み

企画提案協議に参加を希望する者は、企画提案協議参加申込書（別紙1）を提出すること。

① 提出先

下記13参照

② 提出期限

令和7年4月25日（金）

③ 提出方法

電子メール（提出確認のため、送信後は担当者へ連絡すること。）

(2) 企画提案書の提出

① 企画提案書の内容

本実施要領2「委託の内容」を参照の上、提案すること。

② 提出書類

次の書類を6部（正本1部、写し5部）提出すること。

※写し5部については、企業名等提案者が識別できる表記を掲載しないこと。

ア 企画提案書

- ・提出する企画案は、1案のみとする。
- ・書式はA4判（一部A3判）を折り曲げて可とし、ページ番号を挿入する。

イ 見積書（積算内訳記入）

仕様書に定める各項目について積算を行い、見積書を提出すること。

宛名は、「宮崎県知事 河野俊嗣」とし、様式は任意とする。

ウ 誓約書（別紙２）

エ 会社概要に関する資料（既存のパンフレット等で可）

オ 業務実施体制（職員配置等）及び業務実施スケジュールに関する資料

※提案した内容の実施体制や実施時期、準備期間等が分かる資料を添付すること。

カ 過去の類似業務実績に関する資料

※特に本事業と関連を有する特徴的・効果的な事業委託実績について、その概要が分かる資料があれば、添付すること（２例まで）

③ 提出先

下記１３参照

④ 提出期限

令和７年５月１日（木）午後５時

⑤ 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は、提出期限までに提出先に到達したことが確認できる等、追跡が可能な形態で送付すること。）

（３）質問等

企画提案協議及び業務委託仕様書についての質問は、企画提案協議質問書（別紙３）を提出すること。

① 提出先

下記１３参照

② 提出期限

令和７年４月２８日（月）

③ 提出方法

電子メール（提出確認のため、送信後は担当者へ連絡すること。）

④ 問い合わせの内容及び回答

軽微なものを除き、企画提案協議への参加申込書提出者全てに電子メールで通知する。
（質問者名は公表しない。）

（４）審査項目等

書類審査による「企画提案競技方式」とし、審査項目及び審査内容、配点等については審査基準表のとおりとする。

（５）選定方法

複数の審査委員において、提案内容を総合的に審査し、最も優れた企画を提案した１者を受託候補者として選定する。

企画提案書の提出状況等を踏まえ、必要に応じて、電話等でのヒアリングを実施する場合がある。

(6) 審査の通知

令和7年5月中旬頃に決定し、書面で通知する。

(7) 企画提案の無効

次のいずれかに該当する者の企画提案は、無効とする。

- ① 当該手続の参加資格を満たさなくなったとき
- ② 提案書を期限までに提出しないとき
- ③ 提案書の内容が、公示した仕様又は条件に明らかに適合しないとき
- ④ 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められるとき
- ⑤ 提案の内容が契約上限額を超えているとき
- ⑥ ①から⑤に掲げるもののほか、当該手続に関する条件に違反したとき

10 契約について

- (1) 最優秀提案を行った者（以下、「最優秀提案者」という。）と業務委託に関する詳細について協議の上、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定（性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。）により、予算の範囲内で随意契約を行う。
- (2) 最優秀提案者との協議が整わず契約の見込みがないときは、次点の提案者と契約に向けて協議する。
- (3) 委託料は精算払いとする。

11 契約保証金

宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第101条の規定による。

12 その他

- (1) 業務委託に係る成果品等は検査合格後、一切は宮崎県に帰属することとし、著作権を主張あるいは行使しないこと。
- (2) 本委託業務の企画提案に要する一切の費用は、提案者の負担とする。
- (3) 提案者から提出された書類は返却しない。なお、県は、提出された書類について、本企画提案競技以外の目的で提案者に無断で使用しない。
- (4) 本委託業務による成果品については、必要に応じて公開するものとする。
- (5) 業務の実施にあたっては、県と十分協議・連絡を行い、その指示及び監督を受けなければならない。
- (6) この要領に定めのない事項については、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）による。

13 書類提出及び問い合わせ先

- (1) 住所 〒880-8501 宮崎県宮崎市橘通東2丁目10番1号
- (2) 担当 宮崎県 福祉保健部 医療政策課 看護担当 河野、藤村
- (3) 連絡先 電話番号 0985-26-7450 FAX : 0985-32-4458
E-mail : iryoseisaku@pref.miyazaki.lg.jp